

■ 吉備国際大学環境マネジメントシステムに関する規程

第1章 総則及び組織

(目的)

第1条 この規程は、吉備国際大学（以下「本学」という）における環境マネジメントシステム（以下「EMS」という）の取り組み組織および取り組み内容に関する事項について定めるものである。

(環境管理代表者)

第2条 本学のEMSに関する活動を統括するため、環境管理代表者を置く。

- 2 環境管理代表者は本学学長をもって充てる。
- 3 環境管理代表者は次の役割を持つ。
 - (1) 代表者としてEMSに関する活動全般を行う。
 - (2) 環境方針を策定し、教職員及び学生に周知する。
 - (3) EMS全体の取り組み状況に関し、評価、見直しを実施する。
 - (4) 総括環境管理責任者の委嘱。
 - (5) その他EMS活動の統括に関連する事項。

(総括環境管理責任者)

第3条 環境管理代表者の下で、本学のEMSを実施するにあたり、総括環境管理責任者を置く。

- 2 総括環境管理責任者は本学教員の中から学長が委嘱する。
- 3 総括環境管理責任者は次の役割を持つ。
 - (1) 環境管理代表者の命を受け、吉備国際大学のEMS活動を推進する。
 - (2) EMSの構築、実施、管理。
 - (3) 環境活動の取組結果の環境管理代表者への報告。
 - (4) EMS文書類の承認。
 - (5) 環境管理責任者への指導、助言。
 - (6) その他EMS活動の推進に関する事項。

(環境管理責任者)

第4条 本学教職員及び学生を指導し、EMSを実施するため、環境管理責任者を置く。

- 2 環境管理責任者は、学部長、附属研究所長、大学事務局長をもって充てる。
- 3 環境管理責任者は当該部門において次の役割を持つ。
 - (1) EMSの実施。
 - (2) 大学の環境方針、環境目標、環境活動計画の部局教職員への周知。
 - (3) 環境方針の策定と、環境方針を達成するための取り組みの実施。
 - (4) EMSの取り組み状況の評価、見直し。
 - (5) 教職員及び学生に対する教育訓練の実施。

(6) その他、EMS活動の実施に関する事項。

(環境管理委員会)

第5条 本学のEMS活動を審議、決定するため、環境管理委員会を置く。

2 環境管理委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 附属研究所長
- (6) 大学事務局長

(7) 総括環境管理責任者

3 環境管理委員会の委員長は学長をもって充てる。

4 環境管理委員会はEMS活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の環境への取り組み全般に関する事項
- (2) 環境管理代表者への提言
- (3) 環境目標、環境活動計画の承認
- (4) その他、本学の環境活動に関する事項。

5 環境管理委員会の事務局関係部署は庶務部とする。

(環境マネジメント委員会)

第6条 本学のEMSの実施を推進するため、環境マネジメント委員会（以下「EMS委員会」という）を置く。

2 EMS委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総括環境管理責任者

(2) 社会科学部、保健医療福祉学部、心理学部、アニメーション文化学部、農学部、外国語学部から選出された教員各1人

(3) 庶務部（総務業務）、庶務部（用度業務）、チュードントサポートセンターから選出された職員各1人

(4) その他、学長が必要と認めた者。

3 EMS委員会の委員長は総括環境管理責任者をもって充てる。

4 EMS委員会はEMS活動に係る次の各号に掲げる事項を審議、実行する。

- (1) EMSの構築と実行に関する事項。
- (2) 環境目標、環境活動計画書の作成。
- (3) 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施。
- (4) EMSの問題点の審議と解決策の立案。
- (5) その他EMS活動に関する事項。

(EMS事務局)

第7条 本学のEMSを実行するため、EMS事務局を置く。

2 事務局員は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が任命した教員若干名
 - (2) 庶務部（総務業務） 職員 1 人
 - (3) 庶務部（用度業務） 職員 1 人
 - (4) その他、学長が必要と認めた者
- 3 EMS事務局は次の各号に掲げるEMS活動の実務を担当する。
- (1) EMSの実行に関すること。
 - (2) 環境活動の実績集計。
 - (3) 環境関連法規等取りまとめ表の作成。
 - (4) 環境関連の外部コミュニケーションの窓口。
 - (5) 環境活動レポートの作成。
 - (6) その他EMS活動の実務に関する事項。

（環境マネジメント学生委員会）

第8条 学生による自主的なEMS活動を推進するため、環境マネジメント学生委員会（以下「EMS学生委員会」という）を置く。

- 2 EMS学生委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学友会執行委員会選出者
 - (2) EMS学生委員会での活動を希望する学生
- 3 EMS学生委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 EMS学生委員会は次の各号に掲げるEMSに関する活動を行う。
- (1) 学生の視点から、吉備国際大学の環境保全活動を立案、実行する。
 - (2) 学生に対する指導、教育及び意識改革。
 - (3) EMS委員会への提言
 - (4) その他、学生の自主的環境活動に関する事項。

（教職員の役割）

第9条 本学教職員は、環境管理責任者の指導に基づき、次の各号に掲げるEMSに関する活動に自主的に取り組まなければならない。

- (1) 環境方針を理解し、環境への取り組みの重要性の自覚。
- (2) 環境活動計画に従った環境配慮行動の実行。
- (3) 自主的・積極的な環境活動への参加。
- (4) その他、環境負荷低減に関する諸活動への参加。

（学生の役割）

第10条 本学学生は、環境管理責任者の指導に基づき、本学におけるEMSに関する活動に積極的に協力し、次の各号に掲げる活動を行い、環境負荷の低減に取り組まなければならない。

- (1) 本学の環境方針を理解し、本学の環境への取り組みに協力すること。
- (2) 本学の環境活動計画に従った環境配慮行動の実行。
- (3) 環境管理責任者の指示に従った、環境負荷低減活動の実施。
- (4) 自主的・積極的な環境保全活動への参加。
- (5) その他、環境負荷低減に関する諸活動への参加。

第2章 EMS

(一般要求事項)

第11条 本学は、実情に沿った独自のEMSを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善する。

(環境方針)

第12条 学長は、本学の環境方針を定め、EMSの定められた適用範囲の中で、環境方針が次の各号を満たすことを確実にする。

2 環境方針の策定に当たっては、下記事項を考慮し、誓約する。

- (1) 環境活動の実績集計結果
- (2) 環境関連法規等の取りまとめ結果
- (3) 利害関係者の要求

3 学長及び環境管理責任者はすべての教職員及び学生に環境方針を周知する。

4 学長は、「代表者による全体の評価と見直し」の際に、また必要に応じて、環境方針を見直し、必要があれば変更する。

5 環境方針には、制定日を記載する。また、改正した場合は、改正日も記載する。

(環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価)

第13条 本学の活動に伴う環境負荷を把握するため、環境活動の実績集計を行い、その結果を踏まえ、経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定する。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（水使用量）および印刷用紙使用量は必ず把握する。また、化学物質の適正管理、グリーン購入の推進状況を把握する。

(環境関連法規等の取りまとめ)

第14条 本学の事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめる。

(環境目標及び環境活動計画の策定)

第15条 環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

2 総括環境管理責任者は、事務局や当該部門の協力を得て、環境方針と整合させた当期を含む中期環境目標を策定する。なお、環境目標は可能な限り数値化する。

3 総括環境管理責任者は、年度の環境活動計画を作成する。なお、環境活動計画書には、目標達成責任者、達成手段、スケジュールを含め、環境目標とともに学長の承認を得る。

4 環境目標については、毎年見直しを行なう。

(実施体制の構築)

第16条 EMSを構築・運用し、環境への取組を実施するために、第1章で規定した実施体制を構築する。なお、実施体制においては、各自の役割を定め、全員に周知する。

(教育・訓練の実施)

第 17 条 EMS の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

(環境コミュニケーション)

第 18 条 EMS 委員会は、環境活動に関する情報や環境問題に関する情報を掲示し、学内の環境コミュニケーションを実施する。

- 2 外部からの環境に関する苦情や要請があった場合は、EMS 委員会が受付、速やかに対応し、その結果を記録する。
- 3 EMS 委員会は、次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめ公表する。
 - (1) 環境方針
 - (2) 環境目標とその実績
 - (3) 主要な環境活動計画内容
 - (4) 環境活動の取組結果の評価
 - (5) 環境関連法規への違反、訴訟等の有無
- 4 環境活動レポートは一般の閲覧を可能にして公表する。また、可能な場合は、環境省が設置する「環境報告書データベース」、本学のインターネットホームページ又は冊子において公表する。

(実施及び運用)

第 19 条 環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。

- 2 取り組みに必要な場合は、手順書を作成する。
- 3 環境活動計画の達成に必要な事項は、構内常駐の業者や取引先にも関連手順を伝え協力を要請する。

(環境上の緊急事態への準備及び対応)

第 20 条 本学は、環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定するための、またそれらにどのようにして対応するかの手順を確立し、実施し、維持する。

- 2 実施可能な場合には、そのような手順を定期的にテストする。

(取組状況の確認及び問題の是正)

第 21 条 環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。

- 2 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認する。
- 3 環境目標の達成及び環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

(環境関連文書及び記録の作成・整理)

第 22 条 EMS の取組を実施するのに必要な下記の文書及び記録を作成し、整理する。

- (1) 環境方針
- (2) 環境目標
- (3) 環境活動計画
- (4) 環境関連法規の取りまとめ
- (5) 実施体制

- (6) 環境活動レポート
- (7) 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- (8) 環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況，その評価結果
- (9) 学長による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果

(内部環境監査)

第 23 条 EMS の運営の状況を監査するため、「内部環境監査員」を置く。

- 2 内部環境監査員は，所定の講習を受けた者をもって充てる。
- 3 内部環境監査は，年に 1 回以上実施する。
- 4 内部環境監査員の職務は，次のとおりとする。
 - (1) EMS の監査の実施に関すること。
 - (2) その他システムの監査の実施に関し必要と認められること。
- 5 内部環境監査の実施計画は EMS 委員会が策定し，その事務は EMS 事務局が統括する。

(代表者による全体の評価と見直し)

第 24 条 学長は，EMS 全体の取組状況を評価し，全般的な見直しを実施し，必要な指示を行う。

- 2 総括環境管理責任者は，学長による全体の評価と見直しのために下記の情報をまとめ，改善提案を含めて学長に報告する。
 - (1) 環境方針，環境目標及び環境活動計画の達成状況
 - (2) 環境経営システムの実施状況
 - (3) 環境関連法規等の順守状況
 - (4) 問題点の是正状況
 - (5) 利害関係者（学生・保護者や地域住民，行政など）の要望事項
 - (6) その他重要と思われる情報

附 則

この規程は，平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

この改正規程は，平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この改正規程は，平成 26 年 12 月 1 日から施行する。